

岩手県告示第313号の2

家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和38年岩手県規則第45号）第2条の規定により、家畜及びその死体、県内の区域並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体をひろげるおそれがある物品を次のとおり指定する。

令和4年5月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 家畜

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

2 県内の区域

別図のとおり。

3 高病原性鳥インフルエンザの病原体をひろげるおそれがある物品

- (1) 肉、原皮、卵、精液、血液、血粉、骨、毛、羽、^{けん}腱、臓器及びふん尿
- (2) 飼料、飼料袋及び飼料槽等の飼養管理器具並びに敷料
- (3) (1)に掲げる物品の運送に使用する容器及び包装資材

備考 「別図」は、省略し、その図面を岩手県農林水産部畜産課に備えておいて縦覧に供する。